

2000. 11. 2

学生協ニュース

No.19

東北大学学生生活協議会広報委員会

国立大学の独立行政法人化問題について（その1）

はじめに

現在、国立大学の独立行政法人化（以下、独法化）が文部省や国立大学協会（以下、国大協）などで議論されています。この問題は、平成12年度に入り、国立大学に適した法人の制度設計を検討するという新たな展開を示しています。またこの問題は学生にとっても関わりが深いことから、学生協では、今後学生の皆さんへ独法化に関する情報を適宜『学生協ニュース』などで伝えることにしました。この問題を考える上で参考にしていただければ幸いです。

今回は、まず国立大学の独法化に関するこれまでの動向の概略を纏めてみます。

○国立大学の法人化の論議

我が国において国立大学を法人化するという議論自体は、今に始まったことではありません。明治期、国立大学が設置されてから約130年、新制大学になってから約50年たちましたが、その都度、国立大学の設置形態と管理運営について議論がなされてきました。つまり、大学を政府の下に置くのではなく、大学の自治や自主性・自律性、自己責任を確保するための方法として、法人格を付与する議論がなされたわけです。一方、欧米の主要国の大学は、古くから国立、州立（公立）、私立を問わず法人格をもち、国から離れて独立した組織として設置されています。また近年では昭和46年の中央教育審議会答申や1980年代の臨時教育審議会でも国公立大学の法人化が提案されています。

○行政改革のなかの独法化

しかし、今回の国立大学の独法化問題の直接的な発端は、平成9年橋本内閣時代の行政改革会議の最終報告において、国立大学の独立行政法人への移行が国家公務員の定員削減に関して「大学改革方策のひとつの選択肢となりうる可能性」として示されたことからです。同報告書は「大学の自治を尊重しつつ、教育研究の質的向上を図るという長期的視野に立った検討」を求めていました。周知の通り、現在の国立大学は、国の行政組織の一部、つまり文部省の附属施設（施設等機関）として位置づけられており、文部大臣の広範な指揮監督の下に置かれています。従って行政サービスの向上と効率化を目的とする行政改革の一環として、独法化によって政策立案機能と実施機能とを分離する改革の対象として、国立大学も俎上に乗せられることになったのです。

○独立行政法人通則法の適用をめぐって

平成10年6月中央省庁等改革推進本部が設置され、ここで国家公務員定員20%の削減のために、国立大学の独法化が必要であるとの議論がでてきました。そして平成11年7月には「独立行政法人通則法」（以下、「通則法」）が公布され、一部の国立施設（国立の美術館、博物館、研究所など）の法人化が決定されました。またこの削減問題を回避するために、通則法を国立大学に適用するか否かについて議論がなされ、独法化もやむを得ないとする意見や、あくまで反対であるとする幾多の議論が出されました。国大協は、国立大学が独法化した場合、企画立案機能と実施機能の分離、中期目標の指示、理事長・監事の主務大臣による選考・任命などを含む通則法のスキームを「そのままの形で適用することはきわめて困難であり、多くの問題を生じることは火を見るより明らかである」として、通則法の適用には強く反対する姿勢を現在でも堅持しています。

○文部省の「検討の方向」

平成11年9月20日、有馬文部大臣（当時）は、そのような背景を踏まえて「国立大学を独法化する場合には、国立大学の教育研究の特性を踏まえ、組織、運営、管理など独立行政法人制度の全般について所要の特例措置等を検討する際の基本方向」を国立大学側に提示しました。ここには、現在、文部大臣の広範な指揮監督権が国立大学に及び、自主性・自律性と自己責任には限界のある国家行政組織の一部としての法的地位から、「自ら権利・義務の主体となって、自らの権限と責任で大学運営にあたる法人格をもつ」形態へ移行させることができます。また国大協は、独法化への反対の立場を維持しながら、現在置かれている国立大学の問題状況について点検し、大学が具備すべき要件として、①大学の自主性・自律性の確保、②財源（公財政支出）の保障、③教育研究の専門的見地からの評価の必要性、④高等教育への国の役割と責任の明確化等を確認し、文部省や政界などに支持を働きかけています。

○自由民主党の提言

平成12年5月11日自由民主党政務調査会は、同党政教部会、文教制度調査会、教育改革実施本部高等教育研究グループの策定した「これから国立大学の在り方について」の提言を了承し、通則法の基本的な枠組みを踏まえながらも、①大学の特性を重視して通則法を「100%そのまま国立大学に適用することは、大学の特性に照らし、不適切である」とし、また②高等教育、学術研究に対する公的投資を「欧米並の水準に拡充する必要がある」として、幾多の条件を付して「国立大学法人」への移行を推進する構想を発表しました。

○文部省「調査検討会議」の設置

この直後の平成12年5月26日、国立大学学長・大学共同利用機関長会議において、中曾根文部大臣（当時）は、これまでの大学改革を概観し、国立大学のままでは予算面、人事面、組織編成面で改革には限界があるとして、自主

性・自律性の拡大、使途を特定されない運営費交付金、予算の年度間の繰り越し、教職員の配置、教育研究組織の柔軟化の可能性などを独法化によって実現できるようになるとの説明を行っています。そして「大学の特性に配慮しつつ、国立大学を独立行政法人化する方向で、法令面での措置や運用面での対応など制度の内容についての具体的な検討に速やかに着手したい」旨の意向を表明しました。

同時に、「国立大学関係者や幅広い有識者からなる調査検討会議を設けて問題点の検討を進め、平成13年度中には同会議の検討結果を踏まえて文部省としての最終結論を出す」と今後のスケジュールを示しました。

○国大協「設置形態検討特別委員会」の設置

一方、国大協は、この説明に対して「独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対するという姿勢は維持され、今後も堅持されるだろう。」とし、国立大学の目的を実現するに相応しい設置形態を検討するために『設置形態検討特別委員会』を設置し文部省等への政策提言を積極的に行うこと、また文部省に設置された調査検討会議に積極的に参加し国大協の意向を強く反映させるための努力を行うこととする旨の方針を第106回総会で確認しています。文部省では、7月に「組織業務」「目標評価」「人事制度」「財務会計制度」の4委員会から成る「独立行政法人化に関する調査検討会議」を設け、現在、各委員会で検討が進められています。

○全ての大学人の叡智の結集を

現在本学においては評議会の下に「独立行政法人化問題に関する検討委員会」を設置し、国立大学全般の新たな制度設計について考えています。新しい21世紀のなかで大学のあるべき姿を検討していく上では、欧米先進国と同様に明確で安定した大学の自主性・自律性の確立や自治を構築しなければなりません。国立大学の新たな制度設計に当たって、いまや、大学の意思決定の主体性、政府の公財政支出の拡充、大学と政府との関係性など、大学人として叡智を結集してこの問題を考え、かつ努力を傾注して取り組むべき段階に入ったと言えます。

おわりに

この号では、取り急ぎ国立大学の独法化問題の現状をお知らせしました。

今後も変化があれば、その都度お知らせする予定です。学生の皆さんからも建設的な意見を期待したいと思います。このような状況であるにもかかわらず一部学生の任意団体の活動に雷同する「ストライキ」のクラス決議ができる事態を、憂えるものです。ここで、再度『学生協ニュース No18』での学生協から学生諸君へのお知らせを繰り返します。

国立大学の独立行政法人化問題については、正確な情報に基づいて論議し判断することが必要です。学内を混乱させる過激な行動を煽ったり、またはその動きに雷同するような言動を決してとらないよう、節度ある対応を期待します。